

# THANKS (VOL. 82)

BUSINESS NEWS LETTER

発行日：平成16年4月1日  
発行者：有限会社サクスマインドコンサルティング  
連絡先：〒359-1118  
埼玉県所沢市けやき台1-29-6-707  
TEL:042-922-1417  
E-MAIL：[info@thanksmind.co.jp](mailto:info@thanksmind.co.jp)  
<http://www.thanksmind.co.jp>

## 特集

### 企業の存続・発展のためのコンプライアンス (その2)

前回のTHANKSでは、コンプライアンスの意味と、企業不祥事が増える原因等について説明しました。  
今回と次回は、主な不祥事のパターンをご紹介します。

#### 1. ちょっとその前に・・・ 最近の伊藤の体験から

先日のことです。

自宅から携帯に電話が入り、クレジットカードの担当者が至急、話をしたいとのこと。

「引き落とし口座の預金が不足しているのかな...」

そんな思いで電話をかけました。

「わざわざ、電話をいただいて恐縮です。ところで伊藤さん。3月の始めにインターネットでコンピュータを注文しましたか？」

「何のことですか？」

「18万円のパイオを注文されたことになっているのですが、ちょっと怪しかったので...」

「怪しいっていうのは？」

「注文された時は、確かにカード番号と住所や電話番号等が一致していたのですが、その後、いきなり、送り先の住所を変更してきたのですよ。大阪の岸和田に...」

「どういうことですか？」

「なんとも言えないですね・・・。最近、こうした事例が多いので、カード会社としても、金額が大きいものについては、特に注意をしているのです。」

「.....」

「いずれにしても、カード番号を変えないといけないので、今からカードをストップします。新しいカードをお送りしますので、届き次第、お手元のカードを返送してください。」

まさに、「なりすまし」の典型です。

最近、よくインターネット犯罪の記事を目にしますが、正直いって、「他人事」でした。

まさか、自分自身が当事者になるとは...

ちょっとビックリです。

私は頻繁にインターネット通販を利用しています。

コンタクトレンズを頼んだり、書籍を買ったり・・・

銀行振込で決済するものもありますが、面倒なので、クレジットカードで引き落とせるものは、そちらを選択していました。

その中のどこかで、情報が盗まれたのか、あるいは流出したのか？

私には知る由もありませんが、怖い話です。

今回のケースでは、変更された岸和田の住所を追跡すれば、犯人が特定され、情報の入手経路が解明できるかも知れません。

しかし、それはきっと氷山の一角で、同じようなことをやっている「盗人」はまだまだ大勢いることでしょう。

自衛の策と言えば、カード決済を選択しないことくらいですが、これは、利用者の利便性を著しく損ねます。

インターネット通販は、今後も拡大すると思われませんが、このような「犯罪防止」は大きな課題です。

最近、私が体験した事例をもうひとつ紹介します。

家に帰ったら、一通の封筒がテーブルの上に置いてありました。

私宛のものですが、差出人が書いてありません。

「誰からかな？」

開封したら、以下のような手紙が入っていました。

**未納料金請求書**  
(請求内容)

現在、貴殿が以前携帯電話でご利用になられた、有料番組サイト等の料金が未だ未納となっており、日々延滞金が発生している状態です。

本日、当社「大島債権管理機構」が貴方様ご利用になられた運営業者様から債権回収の依頼を正式に受理しましたので、今後当社がご請求の方をさせていただきます。

**〈 重 要 〉**

お客様の場合、未だご利用になられたサイトのログアウト（退会手続き）の方が済んでおりません。又、未納金や延滞金のお支払いのご説明もございますので、本資料到着後、下記まで必ずお問い合わせて下さい。

(株)大島債権管理機構 03-5697-9769 (AM9:00～PM6:00)  
(定休/日曜日、祝・祭日)

担当者直通

080-3232-8792 (伊藤)

090-6417-9767 (三田)

万が一、お支払いやご連絡がなき場合は裁判手続き、又、全額機種の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストとしての登録、さらに「給料差し押さえ」の内容証明をご勤務先に送付させていただきますので早急にお支払い、ご連絡の方をよろしくお願いいたします。

※弊社は最近多発している悪質な架空請求の業者ではありません。貴殿が実際にご利用になったアダルトサイトの正規の回収委託事務所です。中には心当たりが無くとも一度でもサイトにアクセスすると、登録がなくても自動的に料金が加算されるシステムが多発していますので、今後ともご注意ください。

(株)大島債権管理機構  
東京都葛飾区東船場4-9-6 船中ビル303

全くふざけた話です。

こんな真面目な私(?)が、有料サイトなんて利用する訳ないのに...

そう、これはまさに、今、流行の「架空請求書」です。

どこかで入手した名簿に基づき無差別に手紙を出して、「身におぼえのある人」を引っ掛ける詐欺の手口です。

冷静に考えればおかしな手紙です。

まず、差出人が書いていないこと。

これだけでも十分に「怪しい」です。

それから、通常の請求ならば、少なくとも文面の中に、「名前(私の)」「サイトの利用日」「未納になっている料金」くらいは書かれているはず。

でも、少しでも「身におぼえ」がある人は、「もしかしたら...」と思って、連絡してしまうかも知れません。

そらから、危ないのは、本人以外の人が見た時。

例えば、地方に下宿している学生の親御さんや、単身赴任している方の奥さん。

本人ならば「身におぼえがない」とハッキリ分かるので、ひっかかることは少ないでしょうが、他の人だったら、やはりビックリしてしまうでしょう。

## 2. 主な不祥事のパターン

### (1) 情報漏洩

ヤフーBB、ジャパネットたかた...

最近、個人情報の流出のニュースが後を断ちません。

ヤフーBBは、情報流出が確認できた約450万人の会員に加え、約140万人の問題のなかった会員に対しても、500円の金券を送付しました。

送料まで含めると、約40億円の出費になります。

莫大な金額ですが、これで済めばまだ良いです。

以前、宇治市役所の22万件の住民票データが流失した事件では、最高裁で住民ひとりあたりの損害賠償額を15,000円とする判決が確定しました。

この金額をヤフーBBに適用すると、450万人×15,000円で、なんと675億円になります。

さらに、これは情報が流失した会員に実害がなかった時の話です。

もし、その流出した情報が原因で、会員が「なりすまし」や、「架空請求」の被害にあったらどうなるのでしょうか？

今まで、そういう事例を聞いたことはありませんが、可能性は十分あります。

もし、そんなことになったら、大手企業であっても、会社の存続さえも危うくなるでしょう。

全く、恐ろしい話です。

人（内部、外部）による情報の持ち出し  
インターネット等を通じた「侵入」からの持ち出し  
電子メールの送信ミスによる情報流失  
ウイルス感染による情報流失

情報漏洩の原因は様々ですが、いずれにしても企業としての責任を追及されてしまいます。

最近では、新しい認証技術の採用や、重要情報にアクセスできる人の制限等、システムの面で、情報漏洩を防止する企業が増加しています。

リスクの大きさを考えると、多額な投資がかかっても、システムの防止策を講じることは必要なことでしょう。

しかし、やはりシステムには限界があります。

全社の顧客情報のような、共通データベースに入っているようなものはOKでも、各営業マンが個人的に管理しているような情報は難しいです。

先日、私の知人の会社で、社員の人パソコンが入ったカバンを電車で置き忘れてしまいました。

中には、重要な情報がギッシリ。

幸い無事に手元に戻ってきましたが、こうした社員の、ちょっとした「油断」が会社にとって大きな損失につながる危険があります。

保険の代理店では、情報の流失事故に関して厳しい罰則規定を設けているそうです。

たとえ故意でなくても、重大な事故の場合や、繰り返し事故が発生した場合は、代理店免許の取り消しもあるようです。

社員個人が管理している情報について、流出を100%防ぐことは不可能ですが、このような罰則を定めることにより、意識は格段に高まります。

「たかが情報、されど情報・・・」

社員ひとりひとりに対して、情報の価値と流出した時の危険性をしっかり教育することが、企業として行うべき第一歩です。

## (2) 不正コピー

今から約4年前の出来事です。

アップル、アドビ、マイクロソフトの3社は、専門学校の運営や教材の作成を行っている東京リーガルマインドに1億1400万円の損害賠償を請求しました。報道によると、東京リーガルマインドは、社内のソフト管理部門が組織的に不正コピーを行うだけでなく、アドビのソフトにいたっては、わざわざコピー防止のプロテクトまで外していたとのことです。

東京リーガルマインドは、司法試験の受験指導を行なう法律のプロです。また、自身の制作した教材に対する著作権侵害の訴訟も起こしていました。そのような会社が不正コピーとは・・・。面目丸つぶれもいいところです。損害賠償金額は、ソフトを購入した場合と比べて倍以上の金額であり、経済的にも大きな損失ですが、それよりも失った信用の方がよほど大きいです。

最近では、ソフトの不正コピーについては、非常に厳しい監視体制がしかけています。東京リーガルマインドの場合は、内部からの情報提供により発覚しましたが、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会では、ホームページの中で「不正コピー情報提供窓口」を設けています。前回のTHANKSにも書きましたが、本人の意思に反して会社を離れたような人が「あその会社は×ですよ」なんて、情報提供したら、一発でアウトです。

「新しいソフトを買ったんだって。俺のパソコンにもインストールするから、ちょっとソフト貸してよ」誰もがこれまで一度くらいは経験したことがあるのではないですか？私も、正直言って、過去に何度か友人からコピーさせてもらったことがあります。本人には、ほとんど罪の意識はありませんが、こうした行為も当然、不正です。

従来、パソコンのパッケージソフト等は、部門単位で購入するケースが多く見られました。部門でひとつ買って、皆のパソコンにインストール。どうせだったら、プライベートで使っている自宅のパソコンにも入れておこうと持ち帰り・・・。このようなことを防止するために、最近では、ソフトについては、社内の情報部門が一元的に管理し、部門独自の購入を認めない会社が増えていますが、正しい方法だと思います。

## (3) 価格誤表示

大手商社「丸紅」が運営するインターネットショッピングサイトが昨年10月末、本来は「19万8000円」で販売する予定だったNEC製の新型デスクトップパソコンを、10分の1の「1万9800円」と掲載してしまいました。ネット掲示板で情報が広がり、あっという間に1500台の注文が殺到しました。

民法では、常識的に見て明らかに間違いと判断されるものは、「錯誤」を理由に契約を解除することができますが、丸紅は、「会社の社会的信用」を重視して、誤表示価格通りの販売を決定しました。1台当り18万円、総額では2億7000万円の損失です。

この新聞記事を読んで、「自分も注文しておけば良かった…」と思った人も多いかも知れませんね。ちょっとした「ケアレスミス」が、これほどの損害につながるとは…恐ろしい世の中です。

インターネットの発展により、こうしたミスによって傷口が広がる危険が増えています。まず、恐ろしいのは、担当者が気付かずに、どんどん注文が殺到すること。対面販売の場合だったら、「間違えた！」とすぐに訂正できますが、ネット販売の場合はそうは行きません。注文が入ると、自動的に受け付けを知らせるメールが返信されますので、この時点で契約が完了してしまいます。もうひとつ恐ろしいのは、情報が一気に広まることです。今回の事例は、「パソコンが激安で買える！」という書き込みがインターネットの電子掲示板等に掲載され、一瞬にして、情報が広がりました。

注文したほとんどの人は、「間違えている」ということを、分かっていたでしょう。「誤るだけでは済まない」とゴネることによって、結局、安く買えた訳です。丸紅に対しては、「ちょっとかわいそう」と思いますが、やはり、落ち度があったことは明らかです。大事なことは、ダブルチェックをすることが常識ですが、そうしたことが漏れていたわけですから。

< 次回に続く >